

平成十六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第
四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する
法律第四条第五項に規定する新規化学物質
の名称の公示に関する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
(昭和四十八年法律第百十七号) 第四条第四項の
規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制
に関する法律第四条第四項に規定する新規化学物
質の名称の公示に関する省令を次のように定め
る。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法
律(昭和四十八年法律第百十七号) 第四条第五
項の規定による新規化学物質の名称の公示は、
同条第一項第二号から第五号までのいずれかに
該当するものである旨の通知をした日から五年
を経過した後、遅滞なく、行うものとする。

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成二十二年三月三十一日厚生労働
省・経済産業省・環境省令第二号)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行
する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日厚生労働
省・経済産業省・環境省令第二号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行す
る。